

ペイオフ再延長せず 首相、4月実施を明言

早期は正措置制度区分

区分	国際決済銀行(BIS)規制(国際統一基準)	国内行(BIS規制の概念を国内にも使用)	発動される措置
第1区分	8%未満	4%未満	改善計画実施
第2区分	4%未満	2%未満	業務内容抑制
第3区分	0%未満	0%未満	業務停止

迫るペイオフに万全策を

預け先厳しく選別

金保険法が改正され、平成十四年3月末では、金融機関が破綻し、預金等の払い戻しができなくなつた場合でも、預金保護度より預金額保有対象となつています。成十四年4月から平成十五年3月末まで、流動性預金(当座預金・普通預金・別段預金を指す。)は、合算して日本千円までその利息が保護の範囲とならないままです。ペイオフで解禁される平成十五年4月以降は、元本千円とその利息を超える部分に保護措置はなく、破綻金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われることがあります。必要となるので、そのための体制整備が急がれます。

金融機関の経営状況把握の必要性

ペイオフ解禁後は、市町村軍用地等地主も、自らの公金預金の管理に専念する必要があります。常に預金取扱いに関する知識を身につけて、常に預金の状況を把握したうえで、安全を確かに有利な公金の管理に取り組む必要があります。成十三年三月、「地方公共団体におけるペイオフ解禁

小泉純二郎首相は去る十二月二十日、首相官邸で自民党山崎幹事長と会談し、ペイオフ預金の払戻保證額を元本一千円とその利子までとする措置について、予定通り本年四月から実施することを明言しました。首相はペイオフの方針決定はいつで、土地と市道整備は不可能との考え方を強調しました。山崎幹事長も「自分も理解しない方がいいと思う」と同調しています。ペイオフをめぐつては、地方の金融機関への配慮や一層の景気悪化

金保険法が改正され、平成十四年4月から平成十五年3月末まで、流動性預金(当座預金・普通預金・別段預金を指す。)は、合算して日本千円までその利息が保護の範囲とならないままです。ペイオフで解禁される平成十五年4月以降は、元本千円とその利息を超える部分に保護措置はなく、破綻金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われることがあります。必要となるので、そのための体制整備が急がれます。

金融機関の経営状況把握の必要性

ペイオフ解禁後は、市町村軍用地等地主も、自らの公金預金の管理に専念する必要があります。常に預金取扱いに関する知識を身につけて、常に預金の状況を把握したうえで、安全を確かに有利な公金の管理に取り組む必要があります。成十三年三月、「地方公共団体におけるペイオフ解禁

小泉純二郎首相は去る十二月二十日、首相官邸で自民党山崎幹事長と会談し、ペイオフ預金の払戻保證額を元本一千円とその利子までとする措置について、予定通り本年四月から実施することを明言しました。首相はペイオフの方針決定はいつで、土地と市道整備は不可能との考え方を強調しました。山崎幹事長も「自分も理解しない方がいいと思う」と同調しています。ペイオフをめぐつては、地方の金融機関への配慮や一層の景気悪化

書類
(7)貸借対照表
(8)財産

(9)資本算定書
(10)事業報告書
(11)支拂算定書
(12)財産増減計算書
(13)支拂算定書
(14)支拂算定書

県内 3行の2001年9月間決算(単体)
(単位:百万円) ▼はマイナス、カッコ内は前年度同期実績)

年次	総資金量	融資量	経常収益	経常利益	自己資本比率(%)	
					中間純利益	自己資本比率(%)
琉銀	1,346,486 (1,327,288)	1,070,873 (1,080,073)	22,582 (22,904)	579 (290)	1,938 (2,373)	9.34
沖銀	1,147,699 (1,150,522)	895,306 (888,258)	24,082 (20,983)	1,608 (1,224.40)	1,029 (1,358.4)	9.77
海銀	427,593 (412,219)	333,470 (327,714)	7,014 (7,556)	921 (849)	552 (490)	9.47

※総資金量、融資量は期中平均残高、琉銀と沖銀は信託勘定を含む。

県内 3行の不良債権の状況 (単位:百万円、2001年9月末現在)

年次	中間期初残額 (一般貸倒引当金を除く)	金融再生法実示債権(正常債権は除く)			保全率 (%)
		総額	被廃止正債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	
琉銀	4,751	140,019	35,965	54,084	49,969
沖銀	4,470	120,591	45,736	32,233	42,621
海銀	624	30,910	10,693	9,496	10,720
					83.31

年次間期決算状況を掲載していますので参考にしてもらいたいものです。
琉銀の新規による化載

もう、ご存じですね

預金保護の範囲が変わります。

預金保護の対象金融機関

銀行(日本国内に本店のあるもの)
信用金庫
信用中央金庫
信用組合
労働金庫連合会
労働金庫連合会(日本国内に本店のある金融機関が海外支店を有する場合、強化版預定期限付預金制度の適用はありません)

他の組みで保障されます
※農協・漁協(※農業・漁業連・信連・連合会)
※農林中央金(※金融機関制度とは同様の「金融機関組合」が適用されています)。

預金保護の対象となる金融機関があるぞ。

政府系金融機関(商工組合中央金庫)
外國銀行の日本支店
郵便局

●保険会社 ●証券会社
●損害保険会社(※保険料率、保険料率制度とは別途規定で加入しています)

確認スタート

金融機関が破たん時の受取額

①預金額1,000円以内
元本とその利息分の全額を保障

②預金額1,000円以内
①に加え元本1,000円までとの利息を超える分は被たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。
(一部カットされる場合があります)

平成14年(2002年)
4月4日
ペイオフ解禁

平成15年(2003年)
4月4日
以後

預金保護では保障されません

2002年4月4日以降、被たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われる場合があります。
* 平成14年4月4日以前に被たんした金融機関から法人の数日目月日、個人の生年月日等の照会が行なわれます。また、預金額1,000円以上ある場合は預金額1,000円以上の支取額があります。

(注)預金額1,000円以上の預金は、預金額1,000円以下の預金に比べて預金額1,000円以上の預金の預金保険の特例措置については、平成14年3月31日までに救済金融機関から預金保険機関への資金援助の申込みが行われることが必要です。

より詳しい情報は、ホームページをご覧いただけます。金融庁 <http://www.fsa.go.jp/> 預金保険機構 <http://www.dci.jp/> 純金保険機構 <http://sic.or.jp/> 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/> 政府広報 金融庁